

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

高浜町地球温暖化対策実行計画

平成26年度～平成30年度

平成26年6月

(平成29年6月改定)

福井県高浜町

目次

第1章 基本的事項

- 1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3. 削減目標と削減目標設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 具体的な取組

- 1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入・・・・5
- 2. 電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3. 公用車、動力燃料（ガソリン、軽油）の使用量削減・・・・・・・・5
- 4. 施設整備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 5. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 6. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものである。高浜町の事務及び事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成24年度とし、計画期間を平成26年度～平成30年度までの5年間とする。目標年度については、平成30年とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業についても対象とし、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

（高浜町の主な対象施設）

| | 所管課 | 主な対象施設名 |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 総務課 | 役場庁舎 |
| 2 | 住民課 | 三松センター、清掃センター、リサイクルセンター |
| 3 | 保健課 | 保健福祉センター、町内保育所、町内児童センター |
| 4 | 福祉課 | 社会福祉センター、高齢者福祉センター、瑞祥苑 |
| 5 | まちづくり課 | 五色山公園、町内駅舎、道の駅シーサイド高浜、城山荘 |
| 6 | 建設整備課 | 町営住宅 |
| 7 | 教育委員会 | 町内学校、町内公民館、体育施設、文化施設 |
| 8 | 上下水道課 | 上水道センター、ポンプ場 |

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち、「二酸化炭素」を対象とする。

第2章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況及び削減目標

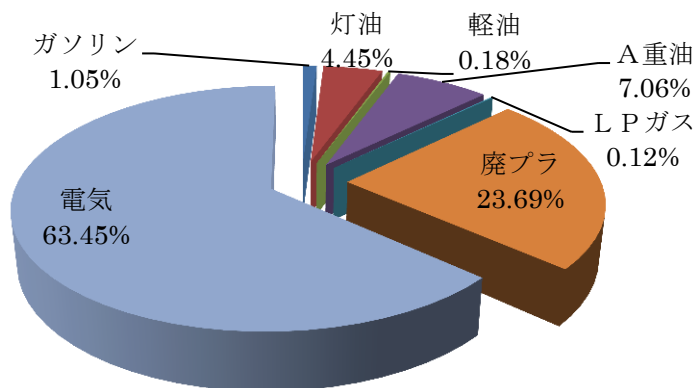
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

高浜町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素排出量は、7,737,875 kg-CO₂である。

| 項目 | 単位 | ①使用量 | ②排出係数 | 排出量 (kg-CO ₂) | | 割合 % |
|-----------|------|------------|---------|---------------------------|---------|---------|
| | | | | ① | ② | |
| 燃料 使用量 | ガソリン | ℓ | 34,983 | 2.32 | 81,161 | 1.05 |
| | 灯油 | ℓ | 138,161 | 2.49 | 344,021 | 4.45 |
| | 軽油 | ℓ | 5,417 | 2.58 | 13,976 | 0.18 |
| | A重油 | ℓ | 201,650 | 2.71 | 546,472 | 7.06 |
| | LPガス | kg | 3,183 | 3.00 | 9,549 | 0.12 |
| 廃プラ焼却 | t | 663 | 2,765 | 1,833,195 | 23.69 | |
| 電気使用量 | kwh | 10,335,791 | 0.475 | 4,909,501 | 63.45 | |
| 計 | | | | 7,737,875 | 100 | |

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成24年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の63.45%を占め、次いで廃プラ焼却に伴う排出が23.69%、A重油の使用が7.06%を占めている。



3. 削減目標と削減目標設定の考え方

平成24年度を基準として、計画期間の最終年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

当町では、次章で提示しているとおり、二酸化炭素削減の取組みを継続的に進めていくこととしているが、『高浜エコ里構想』策定後の行動により、基準年度以前から二酸化炭素削減が進んでおり、大幅な削減は望めないことが想定される。

また、電気については、電力会社が毎年公表する係数値の影響が大きく、例えば、原子力発電施設の停止を受け、化石燃料を使用する火力発電施設の発電量が多くなった場合は、高い値の係数が設定され、二酸化炭素排出量が増加することなどが想定される。

一方、新庁舎に設置される太陽光発電や Building Energy Management System（以下、「BEMS」という）導入による削減効果は十分に期待できる。

以上、総合的に判断した結果、実現可能な目標として「5%削減」を設定するものとする。

| 項目 | | 単位 | 基準年度排出量 (kg - CO ₂) 平成24年度 | 削減率 (%) | 目標年度排出量 (kg - CO ₂) 平成30年度 |
|---------------|------|-----------|--|------------|--|
| 燃料 使用 量 | ガソリン | ℓ | 81,161 | 5% | 77,103 |
| | 灯油 | ℓ | 344,021 | 5% | 326,820 |
| | 軽油 | ℓ | 13,976 | 5% | 13,277 |
| | A重油 | ℓ | 546,472 | 5% | 519,148 |
| | LPガス | kg | 9,549 | 5% | 9,072 |
| 廃プラ焼却 | t | 1,833,195 | 5% | 1,741,535 | |
| 電気使用量 | kwh | 4,909,501 | 5% | 4,664,026 | |
| 計 | | | 7,737,875 | | 7,350,981 |

第3章 具体的な取組

高浜町役場が行うすべての事務・事業活動において、温室効果ガス排出削減のための取組活動を行います。

ただし、取組みにあたってはサービスの著しい低下に繋がらない範囲で行うものとする。

1. 再生可能エネルギーの積極導入およびバイオマス資源の有効活用

- ①新庁舎公民館に、太陽光発電及び蓄電池を導入（BEMSの検討）
- ②町内施設に、太陽光、バイオマス発電を導入
- ③町内の各種事業により排出されたバイオマス資源を発酵システムにより堆肥化するなど、地域資源循環システムを構築する。

2. 電気使用量の削減

- ①空調の設定温度は、冷房は28度、暖房は20度以下を基準の温度として、温度管理を行う。
- ②エアコンフィルターを定期的に清掃する。
- ③効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ④昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ⑤トイレ等に利用者がいない場合は消灯する。
- ⑥退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ⑦待機電力の削減に努め、OA機器等の電源をこまめに切るなど、適正管理に努める。

3. 公用車、動力燃料（ガソリン・軽油）の使用量削減

- ①近距離移動時の徒歩、自転車利用を励行する。
- ②同一用務地へは相乗りを励行する。
- ③急発進、急加速、空ふかしをしない。（エコドライブ）
- ④車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ⑤公用車から離れるときは必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

4. 施設整備の改善等

- ①施設の新築、改築をする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理を行う。
- ②公用車の更新時に合わせ、計画的に小型車や低燃費車、ハイブリットカー、電気自動車の導入を図る。

5. 物品購入等

- ①電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする際には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを購入する。

- ②事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ③環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を優先的に購入する。

6. その他の取組

①ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・ゴミの分別排出を徹底する。
- ・使い捨て容器の購入を控える。

②用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減を行う。
- ・リサイクル用紙を購入する。

③水道

- ・日常的に節水に心がける。（蛇口のコまめな止水）
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

④環境保全に関する意識向上、率先実行の推移

- ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

各種庁内会議において情報共有し、計画の着実な推進と進行管理を行う。

①推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し計画を率先して推進する。

②施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員は、本計画の取組みを推進する。

③事務局

事務局を政策推進室に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な管理を行う。

2. 点検体制

事務局は推進担当者をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況、点検評価結果については、毎年度、町の広報媒体を用いて公表する。